



平成 21 年 5 月 26 日

各 位

上場会社名	株式会社 東 和 銀 行
代表者名	取締役頭取 吉永 國光
コード番号	8558 東証第一部
本社所在地	前橋市本町二丁目 12 番 6 号
問い合わせ先	
責任者役職名	取締役総合企画部長
氏 名	角山 雅典
T E L	(027) 234-1111

### 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 21 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 104 回定時株主総会に、株券電子化に伴う定款変更の議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、以下のとおりの変更を行なうものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされておりますので、当該条文を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する規定についても削除するものであります。
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、「実質株主」「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。
- (3) 株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理者が株券喪失登録に係る事務を取扱うこととしておりますので、経過措置として、その旨の附則を設けるものであります。
- (4) その他所要の変更を行なうものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 26 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日（金）

以 上

<別 紙>

(      を付した箇所が変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1～5. (条文省略)</p> <p>6. <u>担保附社債信託法、社債等登録法</u>その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>7. (条文省略)</p> <p>第3条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当銀行の单元株式数は1, 000株とする。</p> <p><u>② 当銀行は、前第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当銀行の株主 <u>(実質株主含む。以下同じ。)</u> は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>第2条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1～5. (現行どおり)</p> <p>6. 担保附社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務</p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>第3条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当銀行の单元株式数は1, 000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当銀行の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利</p>

( \_\_\_\_を付した箇所が変更部分を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 11 条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当銀行は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 12 条の 2～第 40 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当銀行の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 当銀行は、株主名簿管理人をおく。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第 11 条の 2～第 39 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</p> <p>第 2 条 前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</p>